

令和8年度事業概要

事業名		権利擁護事業 (歳出：4-3-2、4-3-4)					
令和8年度当初予算	1,592千円	事業実施主体	蔵王町	事業開始年度	平成18年度		
補助・単独の別	補助	補助率	国38.5% 県19.25% 町19.25% 第1号保険料23%				
根拠法令等	老人福祉法 介護保険法 地域支援事業実施要綱 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱 成年後見制度		令和8年度事業計画	①啓発事業 虐待の予防・早期発見、消費者被害予防のため、研修会やリーフレットの配布を行う。 【対象者】 各地区はつつらつ長寿支援事業など講話を希望された地区 【テーマ】 消費者被害予防講話など 【講師】 消費生活相談員など ②権利擁護に関する相談 随時個別相談を受ける。来所が困難な場合には居宅訪問を行う。虐待の通報を受け、虐待の疑いがある場合は、実態調査や面談を行う。 ③処遇検討会 高齢者対応困難事例に対して、専門職種によるスーパーバイズを受ける。 宮城県高齢者・障害者虐待対応連絡協議会等から支援を受ける。 ④高齢者・障害者権利擁護推進運営委員会 地域関係者とのネットワーク構築を行う。 中核機関の運営。 ⑤成年後見制度利用支援 認知症高齢者、知的障害、精神障がいなどで金銭管理や契約行為が困難な方等の支援として、成年後見制度利用を検討する。4親等内の親族での成年後見申立が困難な場合には、町長による申立支援を行う。			
事業目的	地域の住民、民生委員、介護支援専門員、障害福祉事業所などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者や障がい者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者や障がい者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。						
事業概要・補助基準等	① 高齢者虐待被害の防止、悪徳商法による消費者被害や特殊詐欺の防止、その他の権利擁護にかかる啓発を行う。 ② 困難事例へ早期に的確な支援ができるよう、処遇検討会の開催や、専門職によるスーパーバイズを受け対応する。 ③ 権利擁護が必要な高齢者や障がい者の早期発見・早期対応ができるよう地域関係者とのネットワーク構築を行う。						
関係資料	【実績】						
	① 権利擁護・消費者被害予防講話（希望があった団体等を対象に開催）・研修						
	年度		地区・内容		人数		
	令和7年度	曲竹北地区 はつつらつ長寿支援事業 『特殊詐欺に関する講話』		14人			
		蔵王町高齢者・障がい者権利擁護研修会 「成年後見制度の理解と活用事例について」		29人			
② 権利擁護相談							
年度		実人数	内 容				
			虐待	成年後見制度	日常生活自立支援事業	消費者被害	その他
令和4年度		14人	3人	5人	1人	0人	5人
令和5年度		18人	6人	6人	0人	1人	6人
令和6年度		11人	2人	7人	1人	1人	0人
令和7年度		18人	9人	1人	0人	1人	7人
③ 成年後見制度町長申立		令和5年度	1人（内訳：後見）				
		令和6年度	4人（内訳：後見3人 補助：1人）				
		令和7年度	1人				
④ 成年後見人等報酬費助成		令和5年度	高齢者5件、障がい者4件				
		令和6年度	高齢者3件、障がい者4件				
		令和7年度	高齢者3件、障がい者2件				